



鳥取県公報

平成16年11月12日(金)
号外第174号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表(10) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成14年度に係る監査結果(平成16年鳥取県監査委員公告第2号)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年11月12日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員 井 上 耐 子

鳥取県監査委員 石 村 祐 輔

鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

1 学校法人米子永島学園

所管課	監査結果	講じた措置
教育・学術 振興課	平成14年度鳥取県私立高等学校運営費補助金のうち「きめ細かな学習指導推進事業」について、補助対象となっていない非常勤職員の人件費を補助対象としており、過大な交付となっていた。	当該学校法人に対して、過大交付となっていた補助金の返還通知を行い、平成16年1月26日に返還がなされた。 今後は、学校法人に対し、補助金交付要綱の周知徹底を図る等、指導を強化するとともに、県としても補助金事務の適正な執行に努める。

2 財団法人鳥取県情報センター

所管課	監査結果	講じた措置
情報政策課	セキュリティポリシー調査に係る業務委託契約において、予定価格の設定、見積書の徴取及び検査調書の作成が行われておらず、また、日付をさかのぼって契約していた。	当該財団法人に対して、契約事務の適正な執行について指導を行った。 法人では、次のとおりチェック体制の強化、契約事務研修の実施等により、事務処理の適正化を

		<p>図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画グループ次長を審査担当とし、契約伺書に確認印欄を設定 ・ 契約事務に係るチェックリストを作成するとともに、それを踏まえた職員研修を実施
--	--	--

3 財団法人鳥取県保健事業団

所管課	監査結果	講じた措置
健康対策課	<p>小型貨物自動車の取得について、財務規程に規定する予定価格調書の作成が行われていなかったもの及び競争入札に付すべきところを随意契約としていたものがあった。</p>	<p>当該財団法人に対して、契約事務の適正な執行について指導を行った。</p> <p>今後も公益法人検査等の機会を通じて指導を徹底していく。</p>

4 鳥取県民生児童委員協議会

所管課	監査結果	講じた措置
福祉保健課	<p>鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金のうち地区民生委員協議会に対する間接補助金について、補助金交付手続によらず、単に助成費として地区民生委員協議会に配分し、間接補助金に発生していた不用額の返還を求めず、全額執行済として県に実績報告書を提出していた。</p>	<p>当該協議会に対して、補助金執行事務の適正な処理について指導を行った。</p> <p>協議会では、平成16年度から間接補助事業に係る補助金交付要綱を作成し、適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>また、間接補助金の不執行の額のうち県補助金分について、協議会に対して返還通知を行い、平成16年4月28日に返還がなされた。</p>

5 社会福祉法人あすなる会

所管課	監査結果	講じた措置
障害福祉課	<p>知的障害児施設及び知的障害者更生施設の新築工事の設計・工事監理業務委託契約について、経理規程に規定する予定価格の設定が行われていなかった。</p>	<p>当該社会福祉法人に対して、契約事務の適正な執行について指導を行った。</p> <p>今後も障害福祉行政指導監査等の機会を通じて指導を徹底していく。</p>

6 社会福祉法人みのり福祉会

所管課	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	<p>母子生活支援施設新築工事の設計・工事監理業務委託契約について、経理規程に規定する予定価格の設定が行われていなかった。</p>	<p>当該社会福祉法人に対して、契約事務の適正な執行について指導を行った。</p> <p>今後も児童福祉行政指導監査等の機会を通じて指導を徹底していく。</p>

7 財団法人鳥取県産業振興機構

所管課	監査結果	講じた措置
産業開発課	<p>すべての委託契約について、財務規程に規定する予定価格の設定が行われていなかった。</p>	<p>当該財団法人に対して、契約事務の適正な執行について指導を行った。</p> <p>また、平成15年度補助金検査や法人監事監査の事前監査において、指摘以降の委託契約に関して</p>

		適正に予定価格を設定しているか等、財務規程の遵守について確認を行った。
経済政策課	設備貸与事業及びハイテク設備貸与事業について、割賦販売代金及びリース料の未収債権の額及び率ともに増加し、未収債権額が多額となっていた。	<p>当該財団法人に対して、未収債権解消のため更に努力するよう改めて指導を行った。</p> <p>法人では、未収債権の解消は大きな問題と認識しており、今までの計画的訪問、経営改善指導等の取組に加え、新たに次の取組を行っている。</p> <p>債権管理に詳しい派遣職員に未収債権の管理について協力を得る等、組織全体としての取組を行う。</p> <p>保険請求手続を迅速確実にいき、未収債権への補填を行うとともに、回収見込みのない債権の償却を進める。</p> <p>貸与事業に係る経費の削減を行い、未収債権の償却のために貸倒引当金の積増しを図る。</p> <p>県としても、平成16年度から、未収債権のうち回収不能のため償却すべきものについて、損失補償を行うこととした。</p>

8 鳥取県漁業信用基金協会

所管課	監査結果	講じた措置
水産課	基金の管理について、公社債投資信託の受益証券及び社債券の保有額が業務方法書に規定する保有限度額を超過していた。	<p>当該協会に対して、基金管理の適正な執行について指導を行った。</p> <p>協会では、限度額を超える部分について、直近の満期になる社債を解約する等により調整することとした。</p>

9 財団法人鳥取県教育文化財団

所管課	監査結果	講じた措置
教育総務課	貸借対照表、財産目録等の計算書類の作成において、普通預金、未収金等の計上額に誤りがあった。	<p>当該財団法人に対して、決算額の誤りの是正について指導を行った。</p> <p>法人では、貸借対照表、財産目録等の計算書類の修正を理事会の承認を得て行った。</p> <p>今後は、法人職員の財務会計事務に関する研修への参加等、決算事務の適正な執行について指導を徹底するとともに、法人の決算報告については、決算理事会前に関係課（教育総務課、家庭・地域教育課及び文化課）が合同で計算書類の点検を行うこととした。</p>

